備考
一　表示
1　必要に応じて、本標識以外に第１種補助標識を付けるものとする。
2　必要に応じて、通航の安全をより確保するために、第２種補助標識を付けるものとする。
二　寸法
1　寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。）を基準とする。
2　本標識の寸法は、河川等の形状、船舶等の通航の状況及び視認可能性等を踏まえ、特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法にかかわらず拡大し、又は縮小することができる。
3　第１種補助標識は、本標識の寸法に応じた寸法とする。
三　色彩
1　「速度制限（徐行・減速）⑴」、「非動力船の通航制限⑵」、「急発進・急加速・急回転の禁止⑶」、「追越し禁止⑷」、「回転禁止⑸」、「すれ違い禁止⑹」、「船舶の原則進入禁止⑺」を表示するものについては、枠、斜めの帯を紅色、矢印、図形を黒色、地を白色とする。
2　「船幅の制限⑻」、「上空制限⑼」、「汽笛⑽」、「注意⑾」を表示するものについては、枠を紅色、図形を黒色、地を白色とする。
3　第１種補助標識については、本標識の彩色を用いるとともに、文字、数字、記号、矢印、図形を黒色、地を白色とする。

九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成 22 年３月１日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	熊本県葦北郡芦北町大字田浦字四反田672番１から熊本県葦北郡芦北町大字花岡字石崎1076番２まで
一般国道202号	福岡市南区野多目２丁目105番１から福岡市城南区梅林２丁目457番７まで
一般国道208号	福岡県大牟田市岬町１番16から福岡県柳川市大和町栄字東浦田1487番１まで
一般国道497号	福岡県糸島市二丈町鹿家字深浜2478番３から佐賀県唐津市浜玉町大江字大江前261番７まで

2　指定する期日　平成22年３月14日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成 22 年３月１日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
高速自動車国道33号	鹿児島県曽於市大隅町岩川字鳥居川7881番５から鹿児島県曽於市末吉町諏訪方字桐木181番１まで

2　指定する期日　平成22年３月14日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成 22 年３月１日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道497号	長崎県佐世保市中里町1994番１から長崎県佐世保市平瀬町19番１まで

2　指定する期日　平成22年３月20日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 22 年３月１日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	熊本県葦北郡芦北町大字田浦字四反田672番１から熊本県葦北郡芦北町大字花岡字石崎1076番２まで
一般国道208号	福岡県大牟田市岬町１番16から福岡県柳川市大和町栄字東浦田1487番１まで
一般国道497号	福岡県糸島市二丈町鹿家字深浜2478番３から佐賀県唐津市浜玉町大江字大江前261番７まで

2　指定する期日　平成22年３月14日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 22 年３月１日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
高速自動車国道33号	鹿児島県曽於市大隅町岩川字鳥居川7881番５から鹿児島県曽於市末吉町諏訪方字桐木181番１まで

2　指定する期日　平成22年３月14日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。